

令和6年度

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所  
庁舎外壁等補修工事

特 別 仕 様 書

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所

## 第1章 総則

東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所庁舎外壁等補修工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」に基づいて実施する。

なお、上記各仕様書に対する特記及び追加事項は、別紙－1「特記仕様書」及びこの特別仕様書によるものとする。

## 第2章 工事内容

### 1. 目的

本工事は、東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所の老朽化した外壁等の塗装及び窓枠等のシール材の補修等を行うものである。

### 2. 工事場所

福島県福島市笹谷字稲場38-7

### 3. 施設概要

- (1) 施設名 阿武隈土地改良調査管理事務所
- (2) 構造 鉄骨造一部2階建
- (3) 建築面積 333.00m<sup>2</sup>
- (4) 延床面積 506.90m<sup>2</sup>
- (5) 竣工年度 平成11年度

### 4. 工事概要

本工事の概要は、次のとおりである。

- (1) 外壁補修工事 1式
- (2) 建具補修工事 1式

### 5. 工事数量

工事数量は、別紙－2「工事数量表」のとおりである。

## 第3章 施工条件

### 1. 作業時間等

本工事の作業は、特別な事情等がある場合を除き、原則として平日午前8時30分から午後5時15分までとする。

また、事務室内は職員が執務を行っているため、執務者と協調を図り工事の円滑な進捗に努めなければならない。

なお、執務者の業務に支障を与えると想定される場合は、監督職員と協議するものとする。

### 2. 工事範囲の区分と調整

工事車両の駐車、資材搬入等において、当事務所の一般業務に影響を与える恐れがある場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

### 3. 工事を施工しない日

#### (1) 工事を施工しない日

原則、土曜日、日曜日、祝日。ただし、発注者と受注者との間で協議の上、別に定める場

合はこの限りではない。

なお、工事期間中の休業日として、32 日を見込んでおり、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇として土日祝日以外の 3 日間を含んでいる。

#### 第 4 章 現場条件

##### 1. 第三者に対する措置

###### (1) 騒音、振動対策

騒音、振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

###### (2) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上している。なお、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

###### (3) 交通対策

公道の使用に当たっては、地域住民及び一般車両の通行を優先させなければならない。また、通行等に支障を及ぼさないよう受注者において、路面清掃等の維持管理を行うと共に事故防止に努めなければならない。

###### (4) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

#### 第 5 章 仮設

##### 1. 外部足場

本工事において外部足場はくさび緊結式足場を計上しているが、現場条件等により変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。

##### 2. 除雪工

除雪が必要となる場合は、監督職員と協議するものとする。

#### 第 6 章 工事用地等

##### 1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は阿武隈土地改良調査管理事務所敷地内であるが、詳細については監督職員が別途指示するものとする。

##### 2. 工事用地等の使用

(1) 発注者が確保した工事用地等については、工事施工に先立ち監督職員の立会のうえ、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。

(2) 発注者が確保した工事用地等以外の用地を受注者の都合により必要となった場合は、受注者の責任により確保するものとするが、借地及び返還する場合は監督職員に速やかに報告するものとする。

#### 第 7 章 工事用電力

本工事において使用する電力設備は、受注者において準備しなければならない。

#### 第 8 章 工事用材料

##### 1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、関係法令に定められたものを使用するものとする。

## 2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材料名	提出物
塗装材料	色見本及びカタログ
シーリング材	カタログ
ケイ酸カルシウム板	カタログ
ドアクローザー	カタログ

## 第9章 施工

### 1. 一般事項

#### (1) 製造品仕様

改修標準仕様書、建築標準仕様書、共通仕様書及び特別仕様書に規定されていない材料等の使用は、当該製品の製造所の指示仕様によるものとする。

#### (2) 軽微な変更

施工上における納まり、または配置などの関係で取り付け位置や工法を変更する場合は、監督職員と協議するものとする。

#### (3) 撤去、再設置

施工に先立ち、工事の障害となる庁舎内外の器具等については、監督職員と打ち合わせの上、支障のない場所に移動を行い、工事完了後再設置するものとする。移動に際し汚染及び破損の恐れがある場合は、適切に養生を行うものとする。

また、撤去した結果、交換が必要と判断されるものが生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

#### (4) 各種申請

各種申請等の手続きについては、受注者の責任において行うものとし、これに要する費用は受注者の負担とする。

#### (5) 工事期間中の施設の管理

工事作業時間中の工事施工範囲における施設及び備品については、受注者の責任において管理するものとし、盗難及び破損等が生じた場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。

### 2. 塗装下地処理

塗装下地処理は下記の仕様で考えているが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

施工場所	下地処理	備考
外壁	水洗い (15MPa 程度)	
軒樋・豎樋	素地こしらえ	カラー塩ビ
玄関庇鉄骨腕木部	RB 種	

### 3. 塗装

塗装仕様は下記の仕様で考えているが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。なお、塗装色については既設面と同等色で考えているが、施工前に監督職員に承諾を得るものとする。

施工場所	工程	塗材の種類	備考
窯業系サイディング面	下地	広範囲適用型弱溶剤特殊エポキシ樹脂	1回塗
	上塗	水性反応硬化型アクリルシリコン樹脂	2回塗
ALC 板面	下地	水性特殊合成樹脂エマルジョン系弾性サーフェイサー	1回塗
	上塗	水性反応硬化型弾性アクリルシリコン樹脂塗装	2回塗
軒樋・豎樋	下地	2液弱溶剤形エポキシ樹脂	1回塗
	上塗	高耐久 NAD 型特殊ポリウレタン樹脂	2回塗
玄関底鉄骨腕木部	下地	2液弱溶剤形エポキシ樹脂	1回塗
	上塗	高耐久 NAD 型特殊ポリウレタン樹脂	2回塗
軒天塗装	下地	合成樹脂エマルジョンシーラー	1回塗
	上塗	合成樹脂エマルジョンペイント	2回塗

#### 4. シーリング

シーリングについては、下記の仕様で考えているが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

施工場所	規格	備考
窯業系サイディング部	10×10 程度、MS-2	既設撤去・新設
ALC 板部	20×10 程度、PU-2	打ち増し
換気フード廻り	10×10 程度、MS-2	既設撤去・新設
サッシ廻り	20×15 程度、PU-2	打ち増し

#### 5. 建具改修

建具については、下記の仕様で考えているが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

施工場所	規格	備考
男子トイレ入口DC	既設同等品 (23cm×5cm×5cm)	既設撤去・新設
女子トイレ入口DC	既設同等品 (23cm×5cm×5cm)	既設撤去・新設
東通用口DC	既設同等品 (23cm×5cm×5cm)	既設撤去・新設

### 第10章 施工管理

#### 1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札公告の要件とする。

#### 2. 施工管理の適用

施工管理及び品質管理については、国土交通省大臣官房庁営繕部監修「建築工事監理指針(上・下巻)」及び改修標準仕様書、建築標準仕様書によるものとする。

なお、これによらないものについては、監督職員と協議するものとする。

### 第11章 条件変更の補足説明

1. 本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 施工数量に変更が生じた場合
- (2) 施工方法の変更が生じた場合

- (3) 仮設工事数量に変更が生じた場合
- (4) 足場の設置に当たり、既存部分に支障を与える場合
- (5) 第三者との協議結果に伴って変更する場合
- (6) 設計変更に必要な調査、測量、設計、図面及び本工事歩掛調査等を監督職員が指示した場合
- (7) 支障物の発生により施工に支障がある場合
- (8) 壁面からさび汁などが生じていて、施工に支障がある場合
- (9) 現場条件により、設計で考えている施工方法では施工できない場合
- (10) 天候により施工ができない場合
- (11) 施工箇所養生のための仮囲い等が必要となった場合
- (12) 交通誘導員の配置の変更が必要となった場合
- (13) 防音、防塵対策が必要となった場合
- (14) 材料の規格・数量に変更が生じた場合
- (15) 機器類の移動及び電気配線の移動が必要となった場合
- (16) 建材中のアスベスト調査が必要となった場合
- (17) その他両者協議の上必要と認めたもの

## 第12章 その他

### 1. 電子納品

工事完成図書は「共通仕様書」第1編 第1章 1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならないが、それによりがたい場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の営繕工事電子納品要領で提出すること。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R） 3部
- ・工事完成図書の紙出力版（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） 1部

### 2. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

### 3. 現場環境の改善の試行

本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、次の設備・機能を満たすものとする。

- (1) 洋式便座
- (2) 水洗機能（簡易水洗含む）
- (3) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
- (4) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
- (5) 照明設備（電源がなくても良いもの）
- (6) 付属設備（衣装掛け等のフック付又は荷物置き場・鏡・手洗いの機能）

### 4. 快適トイレの導入に関する試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、

変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下の1)～11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、12)～17)については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- 1) 様式(洋風)便器
- 2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付きを含む)
- 3) 臭い逆流防止機能
- 4) 容易に開かない施錠機能
- 5) 照明設備
- 6) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- 7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- 8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- 9) サニタリーボックス
- 10) 鍵と手洗器
- 11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【奨励する仕様、付属品】

- 12) 便房内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- 13) 擬音装置(機能を含む)
- 14) 着替え台
- 15) 臭気対策機能の多重化
- 16) 室内温度の調整が可能な設備
- 17) 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用は、当初計上していない。

受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細については監督職員と協議するものとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】1)～6)及び【付属品として備えるもの】7)～11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事より多く設置する場合や積算上限限度額を超える費用については、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

5. 週休2日による施工

(1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費を補正した工事である。

なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により月単位での週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 「月単位の週休2日」とは、対象期間内のすべての月において現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいう。また、「通期の週休2日」とは、対象期間内において現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、

年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

- ②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (4) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
- ①受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
  - ②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
  - ③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
  - ④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
  - ⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費を補正する。

1) 労務費の補正率

	月単位の 4週8休以上 〔現場閉所率28.5% (8日/28日)以上〕	通期の 4週8休以上 〔現場閉所率28.5% (8日/28日)以上〕
労務費	1.04	1.02

2) 物価資料等の掲載価格（市場単価以外の材工単価）の補正率

	月単位の 4週8休以上	通期の 4週8休以上
現場閉所率	28.5% (8日/28日)以上	28.5% (8日/28日)以上
仮設工事	1.03	1.01
内外装工事	1.03	1.01

3) 市場単価及び補正市場単価の掲載価格の補正率

	月単位の 4週8休以上	通期の 4週8休以上
現場閉所率	28.5% (8日/28日)以上	28.5% (8日/28日)以上
防水工事 (シーリング)	1.16	1.14

建具工事 (シーリング)	1.19	1.17
塗装工事	1.17	1.15
内外装工事	1.14	1.13

#### 4) 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

#### 6. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
- (2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。
  - ①他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

##### ○監督職員用

###### 【働き方改革】

- 月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

②現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

##### ○監督職員用

- 休日の確保を行った。
- その他 [理由：現場閉所による月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行っている。]

○事業（務）所長用

- |   |
|---|
| <input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取組が見られた。<br><input type="checkbox"/> その他 [理由：現場閉所による月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。] |
|---|

③現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。

○事業（務）所長

- |  |
|--|
| <input type="checkbox"/> その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。] |
|--|

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

7. 熱中症対策に係る費用の計上

次の熱中症対策を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応することとする。

- 1) 遮光ネット（足場に設置するものに限る）
- 2) ドライミスト
- 3) 暑さ指数（WBGT値）の計測装置

8. 法定外の労働保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労働保険に付さなければならない。

第13章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

特記仕様書

1. 本特記仕様書は、本工事における建築関連工事に適用する。
2. 本特記に記載なき事項については下記による。  
 国土交通省大臣官房営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版  
 国土交通省大臣官房営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版
3. その他事項  
 各項目の番号（例：1.4〇〇まる）は、公共建築改修工事共通仕様書の番号に照合する。

章	項 目	特 記 事 項
1 章 各 章 共 通 事 項	1 節 共通事項	
	1.4 工事实績情報登録	(CORINS)への登録：行わない
	3 節 工事現場管理	
	3.3 電気保安技術者	技術者の配置：配置しない
	3.12 発生材の処分等	特別仕様書による
	4 節 使用材料	仮設材以外の全ての建築材料（仕上材、下地材、副資材）のホルムアルヒドデ 放散量は JIS 等の材料規格において放散量が規定されている場合は原則とし て F☆☆☆☆とする。但し使用予定材料に F☆☆☆☆が存在しない場合は監督 職員と協議のうえ決定する。
	5 節 石綿含有建材の調査	
	5.1 事前調査	事前調査については発注者で行っており、調査報告書については貸与する。
	6 節 施工調査	
	6.2 施工数量調査	施工数量調査については行わない。
2 章 仮 設 工 事	7 節 施工	
	6.9 化学物質の濃度測定	濃度測定：未実施
	9 節 完成図書等	特別仕様書による
	1 節 共通事項	
	1.3 騒音・粉じん等の対策	騒音・粉じん等の対策：防炎シート
	2 節 足場等	
	2.1 足場等	外部足場の種別：くさび緊結式足場（B=900,B=600）
	4 節 仮設物	
	4.1 監督職員事務所等	監督職員事務所の設置：不要

## 工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備考
1. 外壁塗装改修工事				
(1) 直接仮設				
養生	外壁塗装改修	式	1	
整理清掃後片付け	外壁塗装改修	式	1	
脚立足場	H=1.8m, 1カ月	式	1	
くさび緊結式足場	W=900mm, 1カ月	式	1	
くさび緊結式足場	W=600mm, 1カ月	式	1	
災害防止シート	防災養生シート JIS1類	式	1	
(2) 外壁塗装改修				
1) 撤去				
打継目地シーリング撤去	窯業系防火サイディング部 10×10程度	m	149.1	
打継目地シーリング撤去	換気フード廻り 10×10程度	m	31.7	
軒天ケイカル板撤去	t=6mm	m <sup>2</sup>	0.6	
産業廃棄物運搬		m <sup>3</sup>	0.02	
産業廃棄物処分費		m <sup>3</sup>	0.02	
2) 改修				
水洗い	15Mpa程度	m <sup>2</sup>	391.4	
外壁打継目シーリング	窯業系防火サイディング部 MS-2, 10×10程度	m	149.1	
外壁打継目シーリング	換気フード廻り MS-2, 10×10程度	m	31.7	
外壁打継目シーリング	サッシ廻りシーリング打ち増し PU-2, 20×15程度	m	283.4	
外壁打継目シーリング	ALC板目地・取合目地シーリング打ち増し PU-2, 20×10程度	m	87.6	
軒樋・堅樋塗装	カラー塩ビ面 素地こしらえ 下地：2液弱溶剤形エポキシ樹脂 上塗：高耐久NAD型特殊ポリウレタン樹脂	m	131.0	
玄関底鉄骨腕木部塗装	下地処理RB種 下地：2液弱溶剤形エポキシ樹脂 上塗：高耐久NAD型特殊ポリウレタン樹脂	m	3.0	
窯業系サイディング面塗装	下地：広範囲適用型弱溶剤特殊エポキシ樹脂 上塗：水性反応硬化型アクリルシリコン樹脂	m <sup>2</sup>	358.4	
ALC板面塗装	下地：水性特殊合成樹脂エマルジョン系弾性サーフェイサー 上塗：水性反応硬化型弾性アクリルシリコン樹脂 塗装	m <sup>2</sup>	33.0	
軒天ケイカル板設置	t=6mm	m <sup>2</sup>	0.6	
軒天塗装	下塗：合成樹脂エマルジョンシーラー 上塗：合成樹脂エマルジョンペイント	m <sup>2</sup>	13.1	
2. 建具改修工事				
(1) 建具DC更新撤去				
男子トイレ入口建具DC	既設同等品 (23cm×5cm×5cm)	箇所	1.0	
女子トイレ入口建具DC	既設同等品 (23cm×5cm×5cm)	箇所	1.0	
東通用口建具DC	既設同等品 (23cm×5cm×5cm)	箇所	1.0	
3. 共通仮設費(積上)				
電灯線養生	庁舎北東部 設置及び撤去	回	2.0	
交通誘導員		日	10.0	

令和6年度 東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所  
庁舎外壁等補修工事

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚 数	摘 要
1	工事概要書	1	
2	外部仕上げ表・内部仕上げ表	1	
3	立面図・断面図	1	
4	庁舎平面図	1	
	合 計	4	